

# リスクアセスメントによる 労働災害防止

公益財団法人国際人材育成機構  
社会保険労務士 原田 芳幸

## 「注意一秒 怪我一生」

技能実習生は、技能や技術を習得して帰国後は母国の発展に役立つ人材になることを目指していますが、労働災害により負傷し後遺症が残れば、大事な人生に大きな禍根を残してしまうことになります。

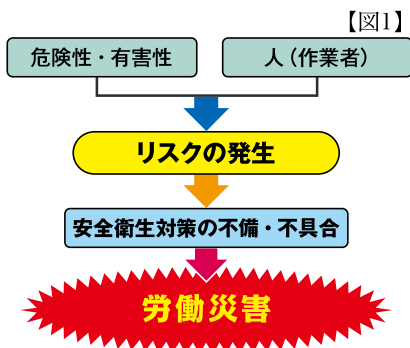
「注意一秒 怪我一生」という言葉がありますが、どんな災害も尊い人命にかかわる大事であり、我が身に当てはめれば恐ろしいものです。労働災害は何としても防止すべきものであります。

そのため、職場の危険性・有害性(リスク)を評価・分析(アセスメント)することはとても大切です。

## 労働災害が発生する仕組み

労働災害は、「危険性・有害性」と「人(作業員)」の両者の存在があって、発生します。どちらかが存在するだけでは労働災害には至りません。例えば単に刃物があるだけでは、災害にならず、それを持って(使用して)初めて災害に至るリスクが発生します。

この状態で、安全衛生対策の不備・不具合があった場合に、労働災害となります。【図1】



## 労働災害を防ぐために リスクアセスメントを活用

それでは、労働災害を防ぐためにはどうすればよいのでしょうか。

労働災害の未然防止の方法としてリスクアセスメントという手法が広く導入され実施されています。

リスクアセスメントは、前記の労働災害発生の仕組みを踏まえて、「危険性・有害性」と「人(作業員)」が接触してリスクが発生することを事前に評価し、その予防を図るものです。

具体的には、「①危険性・有害性を特定する、②リスクを見積り、リスクレベル(優先度)を決める、③リスク低減措置を検討する、④リスク低減措置を実施する、⑤リスク低減措置を記録し、有効性を確認する」の5つの取組みを体系的に進めるものです。(労働安全衛生法第28条の2)

### ①「危険性・有害性」(ハザード)を特定する

作業標準等に基づき、必要な単位で作業を洗い出した上で、各作業における「危険性・有害性(ハザード)」を特定します。

「危険性・有害性」(ハザード)は、その危険性・有害性によって生じるおそれのある「怪我や疾病の重篤度」と「発生する可能性の度合い」を考慮した「リスク」とは異なるものです。

次ページ【図2】のトラは、固有の危険性を持っているのでハザードにあたりますが、【図2】左はトラのそばに人がいないので、トラに襲われる危険性はありません。この状態は、トラによって負傷の生じるおそれ(リスク)がない状態です。反対に【図2】右はトラの近くに人がいるので、リスクが高まっている状態となります。



なお、「危険性・有害性」(ハザード)を特定するための情報源は、毎日の作業手順、ヒヤリハット活動、安全施行サイクル、安全パトロール、事故災害事例、安全目標の達成評価、前年度の災害発生状況などがありますので、それを参考にするとよいでしょう。

### ②リスクを見積り、リスクレベル(優先度)を決める

「災害になる可能性」と「災害になった時の怪我の程度(重篤度)」を事業場であらかじめ定められた基準に従って区分します。

(ア)「災害になる可能性」→「高い×、可能性が  
ある△、ほとんどない○」

(イ)「災害の重篤度」→「重大×、中程度△、  
軽度○」

上記(ア)及び(イ)によりリスクの見積りを行い、「Ⅲ(重大なリスク)、Ⅱ(速やかにリスク低減が必要)、Ⅰ(必要に応じてリスク低減が必要)」のリスクレベル(優先度)を決めます。【表1】

リスクレベル(優先度)の判定(見積表)【表1】

重篤度 可能性	重大 ×	中程度 △	軽度 ○
高い	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
可能性がある	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
ほとんどない	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

Ⅲ(重大なリスク)、Ⅱ(速やかにリスク低減が必要)、  
Ⅰ(必要に応じてリスク低減が必要)

### ③リスク低減措置を検討する

リスクの見積りにより決定されたリスクレベル(優先度)に従い、優先度の高いものからそのリ

スクを低減させる措置を検討します。

リスクを低減させる方法(措置)は、トラを例に【図3】の内容のとおり、①本質的対策(危険な作業の廃止・変更)、②工学的対策、③管理的対策、④個人用保護具の使用、の順に検討します。

【図3】

### ①本質的対策(危険な作業の廃止・変更)

危険な作業の廃止・変更、危険性・有害性の低い材料への代替、より安全な施工方法への変更など

### ②工学的対策

ガード、インターロック、局所排気装置の設置など

### ③管理的対策

マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練など

### ④個人用保護具の使用

上記①～③の措置を十分に講じることができずに除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られます

### ④リスク低減措置を実施する

前記③の検討により、実施するリスク低減措置を決定し、実施担当者がリスク低減措置を実施します。

### ⑤リスク低減措置を記録し、有効性を確認する

リスク低減措置を実施したら、リスクアセスメントの結果を記録に残し、リスク低減措置が有効であったかを評価します。効果があった低減措置は水平展開に活用することができますが、効果がなかった低減措置は見直しを行う必要があります。

リスクアセスメントの実施は、事業者の法令上の努力義務(労働安全衛生法第28条の2)となっていますので、職場の「リスクの低減」に向けて、リスクアセスメントに積極的に取り組み、「安全度の高い職場」を実現して参りましょう。

(参考:厚生労働省「リスクアセスメント」関連資料)